

処置請求に関する調査委員会規則

(平成十八年三月十六日規則第百六号)

改正 平成十八年 九月一五日

同 一九年 六月一四日

同 二二年 四月一六日

同 二九年 三月一六日

令和 六年 一月一九日

(設置)

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)に
処置請求に関する調査委員会(以下「委員会」という。)
を置く。

2 委員会は、処置請求(刑事訴訟法(昭和二十三年法律
第百三十一号)、刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判
所規則第三十二号)又は少年審判規則(昭和二十三年最
高裁判所規則第三十三号)の規定に基づき、裁判所若し
くは裁判官又は検察官から弁護士会又は連合会に対しな
される、弁護士である弁護士又は付添人について適当な
処置をとるべきことの請求をいう。以下同じ。)があつ
た場合において、調査及び情報の収集を行うこと並びに

- 1 -

調査に基づく処置についての意見を取りまとめ、連合会
の会長に報告することを目的とする。

3 委員会は、処置請求に対する取扱規程(会規第七十三
号。以下「規程」という。)、処置請求に対する取扱規
則(規則第百十二号)及びこの規則に定めるもののほか、
処置請求に対する取扱いに関し必要な細則を定めること
ができる。

(組織)

第二条 委員会は、委員二十人をもって組織する。

(委員)

第三条 委員会の委員は、弁護士である会員の中から、理
事会において選任する。この場合において、委員の構成
は、次に掲げるとおりとする。

- 一 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士
会及び大阪弁護士会の推薦に基づく委員 各一人
 - 二 弁護士会連合会の推薦に基づく委員(前号に掲げる
弁護士会に所属する弁護士である会員を除く。) 各
一人
 - 三 連合会の会長が委嘱する委員 八人
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の始期は、選任された年の六月一日とする。

- 2 -

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長一人及び副委員長若干人を置き、

委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき

又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ委員会の定める順序により、委員長の職務を行う。

4 委員長及び副委員長の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

(定足数及び議事)

第五条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議

を開き、議決をすることができない。ただし、委員会に、規程第七条第一項の規定により調査を命じられた事案が係属していないときは、この限りでない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(招集)

第六条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。

(部会)

- 3 -

第七条 委員会は、規程第七条第一項の命令に基づく規程

第六条第三項の調査をするため、必要に応じ、部会を置くことができる。ただし、規程第七条第三項の連合会への報告は、委員会の議決に基づかなければならない。

2 部会は、委員長が指名する五人以上の委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部会長の職務を行う。

(事務局)

第八条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、委員長の命を受けて、委員会に関する庶務をつかさどる。

3 事務局に事務局長一人及び事務局員若干人を置く。

4 連合会の事務総長は、職員(弁護士である職員を含む。)のうちから、事務局員を指名する。

5 事務局長は、弁護士である事務局員のうちから、連合会の会長が指名する。

6 事務局長は、事務局を総理する。

(秘密の保持)

- 4 -

第九条 委員及び事務局員は、委員会の調査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議事の非公開)

第十条 委員会の議事は、公開しない。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 委員会の委員の選任のために必要な行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
- 3 施行日以後最初に選任される委員の任期は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、選任された日から平成二十年五月末日までとする。

附 則 (平成一八年九月一五日改正)

第一条第三項及び第七条第四項から第六項までの改正規定は、平成十八年九月十五日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一四日改正)

第一条第三項及び第七条から第十条までの改正規定は、理事会の承認があつた日(平成十九年六月十四日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月一六日改正)

第一条第二項の改正規定は、平成二十二年四月十六日から施行し、平成十九年十二月二十六日から適用する。

附 則 (平成二九年三月一六日改正)

第一条第二項及び第三項並びに第五条第一項の改正規定は、平成二十九年三月十六日から施行し、平成二十八年十月一日から適用する。

附 則 (令和六年一月一九日改正)

第一条第二項の改正規定は、令和六年一月十九日から施行し、令和五年十一月十五日から適用する。ただし、第一条第二項の改正規定中、裁判官に関する部分は、令和六年二月十五日から施行する。